

議第87号

滋賀県税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年7月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第21条の4中「特定配当等申告書」および「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改める。

第23条の3の2の見出しおよび同条第1項中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第2項中「あつて、」の右に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第27条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。）または」を、「控除対象扶養親族」の右に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。

第39条の2中第17項を第18項とし、第8項から第16項までを1項ずつ繰り下げ、同条第7項中「第5項各号」を「第6項各号」に、「第5項の」を「第6項の」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「前2項」を「第4項および前項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「前項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 前項前段または同項後段の申告がなかつた場合においても、当該住宅の取得が第1項または第3項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1項または第3項の規定を適用する。

第39条の7第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法（平成16年法律第123号）第18条の規定により表示に関する登記または所有権の登記の申請をした場合（同法第25条の規定により当該申請が却下された場合を除く。）は、この限りでない。

第39条の7第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「よつて提出すべき」を「より提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項ただし書の場合においても、知事は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、不動産を取得した者に、同項に規定する申告書を提出させることができる。

第39条の12第11項中「第4項」を「第5項」に、「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第10項中「第7項第2号」を「第9項第2号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第9項中「第7項第1号」を「第9項第1号」に、「第39条の2第6項」を「第39条の2第7項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項中「第6項各号」を「第8項各号」に、「第5項および第6項」を「第6項および第8項」に改め、同項第1号中「第39条の2第6項」を「第39条の2第7項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第7項中「前2項」を「第6項および前項」に改め、同項第1号中「第39条の2第6項」を「第39条の2第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項中「前項」を「第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 前項前段または同項後段の申告がなかつた場合においても、当該土地の取得が第1項から第3項までに規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1項から第3項までの規定を適用する。

第39条の12第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前3項の規定による納税者の申請がない場合においても、当該土地の取得がこれらの規定に規定する要件に該当すると認められるときは、これらの規定による不動産取得税の減額をすることができる。

第39条の13第2項中「、第39条の7の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、当該土地に係る不動産取得税について前条の規定の適用があるべき旨を併せて申告し、かつ」を削り、「同条第1項第1号」を「前条第1項第1号」に改める。

第39条の15の2第4項中「、第39条の7の規定により当該住宅の取得の事実を申告する際、当該住宅に係る不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨を併せて申告し、かつ」を削る。

第39条の16第4項中「、第39条の7の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、当該不動産に係る不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨を併せて申告し、かつ」を削る。

第39条の16の2第4項中「、第39条の7の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、当該不動産に係る不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨をあわせて申告し、かつ」を削る。

第39条の16の3第4項中「、第39条の7の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、当該不動産に係る不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨を併せて申告し、かつ」を削る。

第39条の16の4第4項中「、第39条の7の規定により、当該土地の取得の事実を申告する際、当該土地に係る不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨を併せて申告し、かつ」を削り、同条第7項中「第39条第8項」を「第39条第10項」に改める。

第39条の16の5第4項中「、第39条の7の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、当該不動産に係る不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨をあわせて申告し、かつ」を削り、同条第7項中「第39条第8項」を「第39条第10項」に改める。

第59条第2号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第147条第1号イ」を「第151条第1号イ」に改める。

第73条の3第2項および第73条の14第2項中「提示しなければ」を「提示し、またはこれらの写しを提出しなければ」に改める。

付則第5条の4の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改め、同項第1号中「第17項」を「第19項」に改める。

付則第8条第7項中「第10条第2号」を「第11条第1項」に改め、同条第12項中「附則第7条第23項」を「附則第7条第22項」に改め、同条第13項中「附則第7条第24項」を「附則第7条第23項」に改め、同条第16項中「第12条の2第1項」を「第12条の2の2第1項」に、「政令で定める」を「施行令附則第7条第24項に規定する」に改める。

付則第9条第3項中「「当該土地」とあるのは「当該施設」と、「前条」とあるのは「付則第9条第1項」と、」を削り、「同条第1項第1号、」を「前条第1項第1号、」に改め、同条第7項中「この条」を「この項」に改め、「「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅」と、「前条」とあるのは「付則第9条第5項」と、」を削り、「同条第1項第1号、」を「前条第1項第1号、」に、「同項」と、第39条の14」を「付則第9条第5項」と、第39条の14」に改め、同条第10項中「この条」を「この項」に改め、「「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅用地」と、「前条」とあるのは「付則第9条第8項」と、」を削り、「同条第1項第1号、」を「前条第1項第1号、」に、「同項」と、第39条の14」を「付則第9条第8項」と、第39条の14」に改める。

付則第9条の2第3項中「、第39条の2第9項」を「、第39条の2第10項」に、「同条第11項」を「同条第12項」に、「同条第12項」を「同条第13項」に、「第39条の2第9項、第11項および第12項」を「第39条の2第10項、第12項および第13項」に改め、同項の表第39条の2第9項の項中「第39条の2第9項」を「第39条の2第10項」に改め、同表第39条の2第11項および第12項第1号、第39条の16第1項ならびに付則第8条第1項の項中「第39条の2第11項および第12項第1号」を「第39条の2第12項および第13項第1号」に改める。

付則第9条の3中「第39条の2第9項、第11項もしくは第12項」を「第39条の2第10項、第12項もしくは第13項」に改める。

付則第11条の2第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について当該特定上場株式等の配当等に係る配

当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

付則第13条の2第3項中「、第37条の8または第37条の9」を「または第37条の8」に改める。

付則第14条の2の5第2項中「以下この条」を「次項」に改める。

付則第14条の2の6第1項中「年の末日の属する年度の翌年度の県民税」を「年分の所得税」に、「法第45条の2第1項の規定による申告書」を「所得税法第2条第1項第37号の確定申告書（租税特別措置法第37条の12の2第9項（同法第37条の13の2第10項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。第4項において「確定申告書」という。）」に、「市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む」を「租税特別措置法第37条の12の2第1項の規定の適用がある場合に限る」に改め、同条第4項中「年の末日の属する年度の翌年度の県民税」を「年分の所得税」に、「上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項または第3項の規定による申告書（法附則第35条の2の6第8項において準用する法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）」を「確定申告書」に改め、「（市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）」を削り、「年度分の県民税」を「年分の所得税」に、「これらの申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）」を「確定申告書」に改め、「とき」の右に「（租税特別措置法第37条の12の2第5項の規定の適用があるときに限る。）」を加える。

付則第14条の5第4項を次のように改める。

- 4 前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る法第45条の3第1項に規定する確定申告書に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

付則第14条の5第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「する条約適用配当等申告書」を「する確定申告書」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認める場合を含む。）」を削る。

付則第21条第1項の表付則第5条の4の2第1項第1号の項中「第17項」を「第19項」に改め、同条第2項中「第9項までの規定の」を「第4項までもしくは第6項から第10項までの規定の」に改め、同項の表付則第5条の4の2第1項第1号の項中「第9項まで」を「第4項までもしくは第6項から第10項まで」に改める。

付則第29条第1項を削り、同条第2項中「付則第5条の4の2第1項および第3項ならびに」を「付則第5条の4の2第3項および」に、「付則第5条の4の2第1項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、同項および同条第3項ならびに付則第21条第3項」を「これらの規定」に、「令和3年」とあるのは」を「令和3年」とあるのは、」に改め、同項を同条とする。

付則第30条中「同条第10項第1号」を「同条第12項第1号」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第23条の3の2の改正規定ならびに付則第5条の4の2第1項、第13条の2第3項、第21条および第29条の改正規定ならびに次項から付則第7項までおよび付則第12項の規定 令和5年1月1日
 - (2) 第39条の7、第39条の13第2項、第39条の15の2第4項、第39条の16第4項、第39条の16の2第4項、第39条の16の3第4項、第39条の16の4第4項、第39条の16の5第4項および第59条第2号の改正規定ならびに付則第9条第3項、第7項および第10項の改正規定ならびに付則第11項の規定 令和5年4月1日
 - (3) 第21条の4の改正規定ならびに付則第11条の2第2項、第14条の2の6第1項および第4項ならびに第14条の5第4項および第6項の改正規定ならびに付則第8項および第9項の規定 令和6年1月1日
 - (4) 付則第8条第7項の改正規定 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日
 - (5) 付則第8条第16項の改正規定（「第12条の2第1項」を「第12条の2の2第1項」に改める部分に限る。） 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第47号）附則第4条の規定の施行の日
(県民税に関する経過措置)
- 2 改正後の滋賀県税条例（以下「新条例」という。）第23条の3の2第1項の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項および次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第45条の3の2第1項に規定する給与について提出する新条例第23条の3の2第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法第45条の3の2第1項に規定する給与について提出した改正前の滋賀県税条例（次項および第6項において「旧条例」という。）第23条の3の2第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条の3の2第2項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第23条の3の2第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公

的年金等について提出した旧条例第23条の3の2第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例付則第5条の4の2の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号。以下この項および次項において「所得税法等改正法」という。）第11条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。第7項において「新租税特別措置法」という。）第41条第1項に規定する居住用家屋もしくは既存住宅または増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第7項において同じ。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第11条の規定による改正前の租税特別措置法（第6項および第7項において「旧租税特別措置法」という。）第41条第1項に規定する居住用家屋もしくは既存住宅または増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第6項および第7項において同じ。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 5 新条例付則第21条第2項および第3項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に所得税法等改正法第18条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。第7項において「新震災特例法」という。）第13条の2第1項に規定する居住用家屋もしくは既存住宅もしくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第7項において同じ。）または認定住宅等を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第18条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次項および第7項において「旧震災特例法」という。）第13条の2第1項に規定する居住用家屋もしくは既存住宅もしくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。次項および第7項において同じ。）または認定住宅を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 6 県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋もしくは既存住宅もしくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合または同日前に旧震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋もしくは既存住宅もしくは増改築等をした家屋もしくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における旧条例付則第29条第1項の規定により読み替えて適用される旧条例付則第5条の4の2第1項の規定による控除については、なお従前の例による。
- 7 新条例付則第29条第1項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に新租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋もしくは既存住宅もしくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合または同日以後に新震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋もしくは既存住宅もしくは増改築等をした家屋も

しくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋もしくは既存住宅もしくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合または同日前に旧震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋もしくは既存住宅もしくは増改築等をした家屋もしくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

8 付則第1項第3号に掲げる規定による改正後の滋賀県税条例（次項において「6年新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

9 6年新条例付則第14条の2の6第4項の規定の適用については、令和6年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税に限り、同項中「について確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書（当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年が令和2年から令和4年までの各年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の県民税に係る滋賀県税条例の一部を改正する条例（令和4年滋賀県条例第 号）による改正前の滋賀県税条例付則第14条の2の6第4項に規定する申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。以下この項において「旧申告書」という。））」と、「について連続して確定申告書を」とあるのは「に係る確定申告書（当該年が令和3年または令和4年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の県民税に係る旧申告書）を連続して」とする。

（不動産取得税に関する経過措置）

10 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

11 付則第1項第2号に掲げる規定による改正後の滋賀県税条例第39条の7、第39条の13および第39条の15の2から第39条の16の5までの規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（滋賀県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

12 滋賀県税条例等の一部を改正する条例（令和3年滋賀県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち滋賀県税条例第23条の3の2第2項の改正規定中「第23条の3の2第2項中」の右に「扶養親族（」の右に「年齢16歳未満の者または」を加え、」を加え、「控除対象扶養親族」を「有しない者」に、「年齢16歳未満の」を「有する」に改める。